

仕 様 書

1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新旧 500 円硬貨及び新旧 1000 円紙幣（令和 6 年 7 月発行開始の新紙幣を含む）が使用できること。
- (3) 設置する自動販売機は、漏電遮断器付きのものとする。
- (4) スマートフォンによる決済ができること。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類（ノンアルコール飲料等を含む）・たばこ、食品の販売を行わないこと。また、缶、ペットボトル（原則 500 ml 以上のものは不可）又は紙パック（500 ml 以上のものは不可）などの密閉式の容器とすること。（ガラス製の瓶は不可）。

なお、商品の具体的な構成については、甲との協議によること。（ただし、水（ミネラルウォーター）については必ず入れること）

【販売可能な商品例】

牛乳、乳飲料、果汁、果汁飲料、ミネラルウォーター、緑茶、紅茶、コーヒー、スポーツ飲料、炭酸飲料、冬季はホット商品（コーヒー、ココア、紅茶、緑茶、コーンスープ、コンソメスープ）など

- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とし、建物内に設置されている他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格で販売すること。

3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持込み等問わず設置事業者の責任で回収し、適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、甲の指示に従うこと。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は適宜安全面に問題ないか確認すること。また、設置後安全、防犯対策として以下の措置を講じるものとする。

1 転倒防止対策

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）、「自動販売機の屋内据付基準」（業界自主基準）及

び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

2 防犯

「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、乙の責任において対応すること。

4 売上実績の報告

本件賃貸借に係る自動販売機の売上実績を、別に指定する期日までに、岐阜県（岐阜県立土岐商業高等学校長）に提出すること。また、報告された売上実績は、岐阜県において公表することがあること。

5 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 甲が必要と判断した場合、施設内に自動販売機の増設を行う場合があるが、これにより自動販売機の売上が減少した場合においても、乙は甲に一切の補償を請求することができない。